

四日市市訓令第3号

庁 中 一 般  
各 公 所

四日市市工事執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年2月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市工事執行規程の一部を改正する規程

四日市市工事執行規程（昭和46年四日市市訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（契約の請求）</p> <p>第10条 工事担当課長は、工事の施工が決定したときは、予算執行伺書及び設計図書をもって調達契約課長に契約の請求をするものとする。ただし、建築及び営繕工事に係る1件<u>150万円</u>未満の工事及びその他の工事に係る1件<u>100万円</u>未満の工事で随意契約により契約をしようとするものについては、この限りでない。</p>	<p>（契約の請求）</p> <p>第10条 工事担当課長は、工事の施工が決定したときは、予算執行伺書及び設計図書をもって調達契約課長に契約の請求をするものとする。ただし、建築及び営繕工事に係る1件<u>100万円</u>未満の工事及びその他の工事に係る1件<u>50万円</u>未満の工事で随意契約により契約をしようとするものについては、この限りでない。</p>

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（総務部調達契約課）